

令和3年度水戸市医療機関開設補助制度利用者募集要領

1 補助制度の趣旨

市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備を推進するため、市内において医療機関（病院及び診療所）を新たに開設し、小児科又は産婦人科の医療を提供する方に対し、医療機関の開設に係る費用の補助を行うものです。

2 補助の対象となる方

補助の対象となる方は、次のすべての項目に該当する方です。

- (1) 水戸市内において新たに小児科又は産婦人科（分娩を扱うものに限り、）の医療機関を申込みの日から概ね3年以内に開設し、10年以上継続してこれらの医療を提供する意思のある方（※）。
- (2) 小児科の医療を提供する場合は、小児科専門医の資格を有する方。
- (3) 産婦人科の医療を提供する場合は、産婦人科専門医の資格を有し、かつ母体保護法第14条の規定による指定医師（以下「母体保護法指定医師」という。）である方。
- (4) 一般社団法人茨城県水戸市医師会に加入し、水戸市休日夜間緊急診療所の運営、水戸市立学校の学校医その他市が実施する事業に協力していただける方。

※ 水戸市が医療機関の開設を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

3 補助の対象とならない方

次の要件のいずれかに該当する方は、補助の対象になりません。

- (1) 市町村民税を滞納している方。
- (2) 水戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である方。
- (3) 医療法第29条第1項の規定により医療機関開設の許可が取り消され、若しくは閉鎖を命じられている方。又は、健康保険法第80条の規定により保険医療機関の指定を取り消されている方。
- (4) 医師法第7条第1項若しくは第2項の規定により免許を取り消され、若しくは医業の停止の処分を受けている方。又は、健康保険法第81条の規定により保険医の登録を取り消された方。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

- ① 土地、建物、設備又は備品の購入費、工事費並びに工事に係る設計費及び調査費（改装工事も対象になります。）
- ② 土地、建物、設備又は備品の賃借料（医療機関を開設した日の属する月の翌月（当該日が月の初日に当たるときは当該月）から起算して60月を経過するまでの賃借料に限ります。）

(2) 補助対象経費とならないもの

- ① 小児科又は産婦人科の医療の提供に用いないもの。
- ② 設備又は備品のうち、単価（消費税及び地方消費税を含む。）が10万円未満のもの又は1回若しくは短期間の使用によって消費され、若しくは損傷しやすい性質のもの。
- ③ 購入又は賃借をしようとする土地及び建物のうち、3親等以内の親族が所有するもの。
- ④ 他の補助等を受ける場合は、その補助等の対象となる経費。
- ⑤ 補助金交付決定を受ける前に契約したもの。

5 募集件数・補助金額の上限等

診療科	募集件数	補助率	補助金額の上限
小児科	1件	1/2	3,000万円
産婦人科	1件	1/2	6,000万円

※ 賃借料に対する補助金額の1か月当たりの上限は、小児科にあつては50万円、産婦人科にあつては100万円となります。

6 応募方法

電話でお問合せください。

毎月末日を申込みの締日とします（ただし、3月のみ20日とします。また、この締日が水戸市の休日に当たるときは、この日以前における休日でない日になります。）。申込み多数の場合は、くじにより開設を進めていただく方を決定します。

なお、補助金交付申請は、医療機関の開設が具体的にになった時点で行っていただきます。補助対象経費の契約行為については、補助金交付決定を受けた後に行ってください。

7 問合せ先

水戸市保健所 保健総務課 地域医療対策室

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993番地の13

電話番号 029-305-6291

FAX番号 029-241-0350